

**令和8年度版 年金ライフサポート
追補**

12 頁

*** 1 ■ 基本手当の給付率**

（令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月）

賃金日額 離職日の年齢	3, 203 円以上 5, 480 円未満	5, 480 円以上 12, 120 円以下	12, 120 円超 13, 490 円以下	13, 490 円超
60 歳未満	80%	80%～50%		50%
60 歳以上		80%～45%	45%	
65 歳未満				

* 賃金日額の上限は 45 歳～59 歳 18, 220 円、60 歳～64 歳 17, 400 円。基本手当日額の上限は 45 歳～59 歳 9, 110 円、60 歳～64 歳 7, 830 円。

18 頁

● 受給要件

- ・ 賃金が①60 歳時点の賃金に比べて 75%未満、かつ②397, 369 円未満（令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月）

● 受給額

- * なお、①または②で計算した額と賃金との合計額が 397, 369 円（令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月）を超える場合は、超えた額が減額されます。